米原市国民健康保険運営協議会

令和4年12月16日(金)

資 (抜粋)

# 令和5年度米原市国民健康保険税率について

(仮算定ベース)

米原市国民健康保険

※厚生労働省国民健康保険課および 滋賀県医療保険課の資料から一部抜粋、引用

# (1) 国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

- ○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の 国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
  - ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
  - ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
  - ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進
- 〇市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、 地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営

市町村

・都道府県が、国保の運営に 中心的役割を果たす

・国の財政支援の拡充

【改革後】 都道府県が財政運営責任を担う など中心的役割

> 都道府県が市町村ごとに決定した 国保事業費納付金を市町村が納付

> > **一都道府県**

市町村

市町村

市町村

国保運営方針 (県内の統一的方針)

給付費に必要な費用を、

全額、市町村に支払う(交付金の交付)

#### (構造的な課題)

市町村

市町村

- 年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- 小規模保険者が多い

- 資格管理(被保険者証等の発行)
- 保険料率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- ・保健事業
- ※被保険者証は都道府県名のもの
- ※保険料率は市町村ごとに決定
- ※事務の標準化、効率化、広域化を進める

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

- 財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・市町村ごとの納付金を決定
- 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本 ・ 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、 広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を 調整する役割を担うよう適切に見直す

-

(2) 滋賀県における取組状況 滋賀県第2期運営方針の概要

計画期間 令和3年度~令和5年度

令和5年度中に次期運営方針策定予定

基本理念:持続可能な国民健康保険の運営 滋賀県が目指す国保

公的医療保険 制度の一元化

あるべき姿:県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

基本理念を実現するための3つの方向性

#### 保険料負担と給付の公平化

○市町個別の財政運営では厳しい状況に至っている。 ○本県は平成30年度から医療費を各市町で支え合うこ とにより、被保険者の負担の公平化に一歩踏み出し ている。

被保険者の負担の公平化を実現するため、県 内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯 構成であれば同じ保険料(税)となる保険料水 準の統一を目指す。

保険料負担と均衡のとれた保険給付サービス等につい て、県民の理解、関係者間での丁寧な議論が必要となる

- ①標準的な収納率を納付金算定に反映させることや、出 産育児一時金、葬祭費を各市町で支え合う経費とし、 被保険者の負担の公平化をさらに前進。
  - ⇒収納率の反映により激変が生じる市町に対し、激変 緩和を実施
- ②決算補填等目的の法定外一般会計繰入は、原則として 行わない。
- ③市町事務の効率化、標準化、広域化による給付サービ スの平準化を推進
  - ・市町の補助金申請事務等の負担軽減
  - ・高額療養費の支給事務の簡素化検討

### 2 保健事業の推進と医療費の適正化

○医療費が経済の伸びを上回って増加。 ○県民の自主的な健康管理、疾病の発症・重 症化予防の取組を進めていくうえで、今後、 県が担う役割は大変大きくなっている。

県は、保健事業の推進により、県内のど こに住んでいても健康的な生活を送れるこ と、そして、結果的に医療費の適正化につ ながる好循環のシステムづくりに取り組む

- ① 保健・医療・介護等のデータ分析に基 づきデータヘルス計画を県、市町ともに 推准。
  - ・ターゲットを絞った受診率向上対策
- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム等 に基づく事業の実施
- ② 後発医薬品の使用促進や重複頻回受診 者等訪問指導事業(薬剤師会との連携) 等の取組を実施。
- ③ 県保有情報を活用した県による保険給 付の点検・柔整療養費の患者調査を実施

### 国保財政の健全化

○国保財政を安定的に運営していくために は、原則として必要な支出を保険料や国庫 負担金によって賄うことにより国保特別会 計の収支が均衡していることが必要。

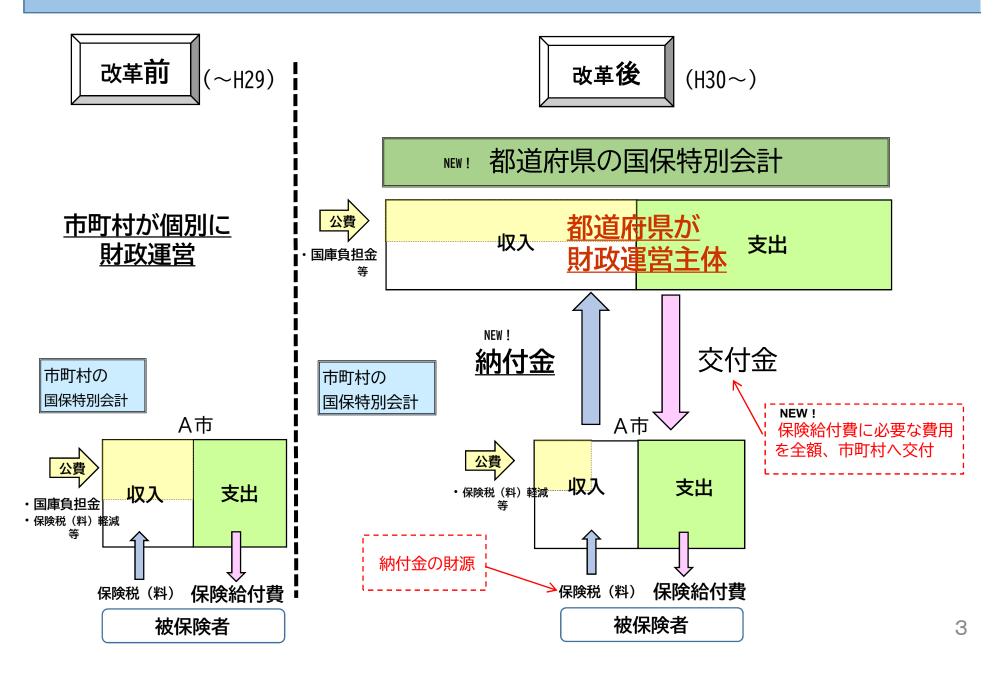
医療費適正化への取組などの保険者とし

- ① 医療費適正化への努力などに応じて交 付される保険者努力支援制度に係る取組 を進め、財政基盤を強化。
- ② 市町において赤字が生じた場合には、 市町毎の赤字削減・解消に向けた取組、 目標年次等を市町と協議の上定める。
- ③ 保険者規模別収納率を設定や徴収アド バイザー派遣事業等を実施し、収納率の 底上げを図る。

ての努力に対するインセンティブを活用し 、財政基盤の強化に係る取組を進める。

あるべき滋賀県国保の実現に向けた取組を行うとともに、改正法施行後5年程度で国において実施される国保制度の見直しの状況を勘案しつつ、 令和6年度 以降の出来るだけ早い時期の保険料水準の統一や更なる事務の効率化、標準化、広域化について検討し進めていきます。

# (3) 改革後の国保財政の仕組み



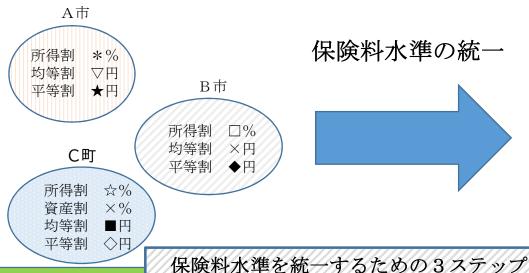
# 保険料水準の統一に向けた取組み状況

第2期国保運営方針

令和6年度以降の出来るだけ早い時期の保険料水準の統一や更なる事務 の効率化、標準化、広域化について検討し進めていきます。

### 【現行】

市町が個別に保険料を設定



【令和6年度以降】

### 県が統一保険料を設定

保険料率の決定権限は、 保険料水準の統一後も市町

### 滋賀県

(A市 B市 C町)

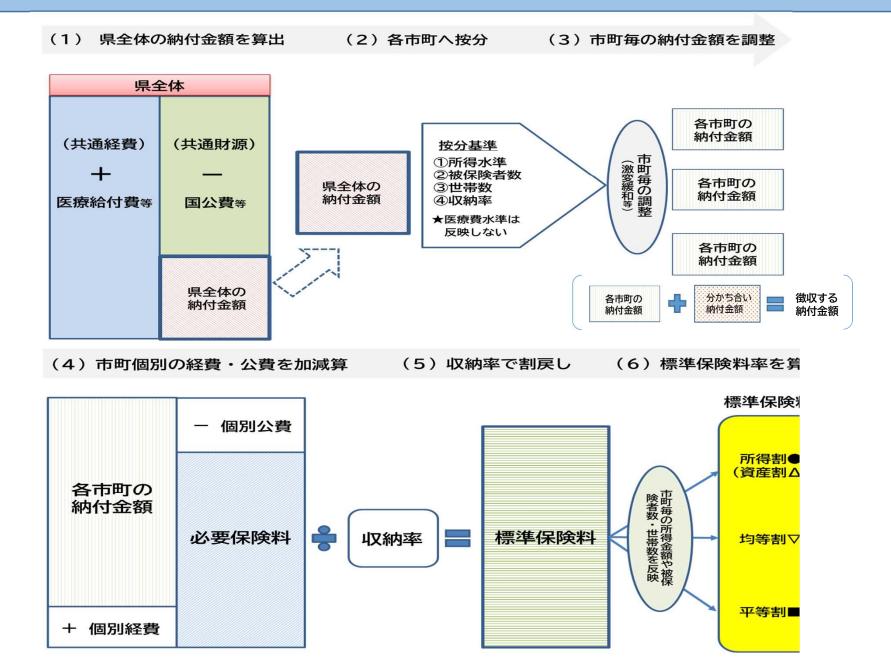
所得割 ▲% 均等割 ☆円 平等割 ※円

- ①医療費水準を納付金算定に反映させない(第1期運営方針で達成)
- ②収納率を納付金算定に反映させる(令和3年度~)
- ③市町ごとの収入、支出を県全体の収入、支出としていく(今後検討~)

### 被保険者の負担の公平化を実現

県内のどこに住んでいても、 同じ所得、同じ世帯構成であれ ば同じ保険料となる。

# (5)納付金等算定の流れ



# (1)県全体の納付金額(仮算定結果)

### 【主な歳出科目】

- ·医療給付費 907.6億円
- ·後期高齢者支援金 176.0億円
- ·介護納付金 55.6億円
- ·支え合い経費 (審査·出産·葬祭) 6.7億円

# 令和5年度 滋賀県全体

(共通経費)

(共通財源)

医療給付費等

1,150.2億円

公費等

832.9億円

### 【主な歳入科目】

- ·前期高齢者交付金 423.5億円
- ·普通調整交付金 64.4億円
- ·国庫負担金 218.3億円
- ·都道府県繰入金 52.5億円
- ・分かち合い公費 (保険者支援、過年度保険料等) 36.9億円

県全体の 納付金額

317.3億円

- ·医療分211.9億円
- ·後期分 80.9億円
- ·介護分 24.5億円

# (2)米原市における仮係数での算定の概要①

(1) 所得水準・被保険者数に応じた按分

所得係数 $\beta$ を設定し、県全体の納付金総額を所得水準・被保険者数に応じて按分

※所得係数 「都道府県平均の1人当たり所得」/「全国平均の1人当たり所得」

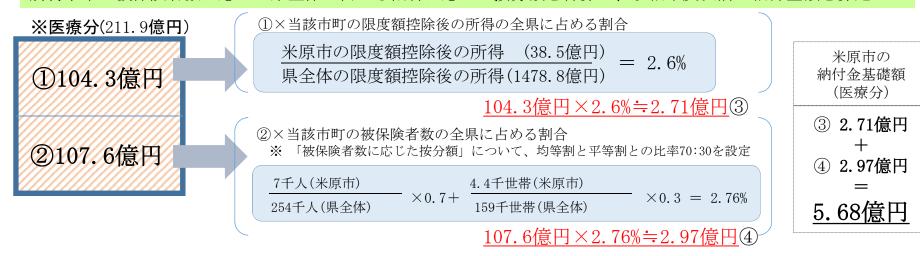
<u>医療分</u> β=0.969 R 4年度 (β=0.991) 後期高齢者支援分 β=0.967 (β=0.986)

<u>介護納付金分</u> β = 0.946

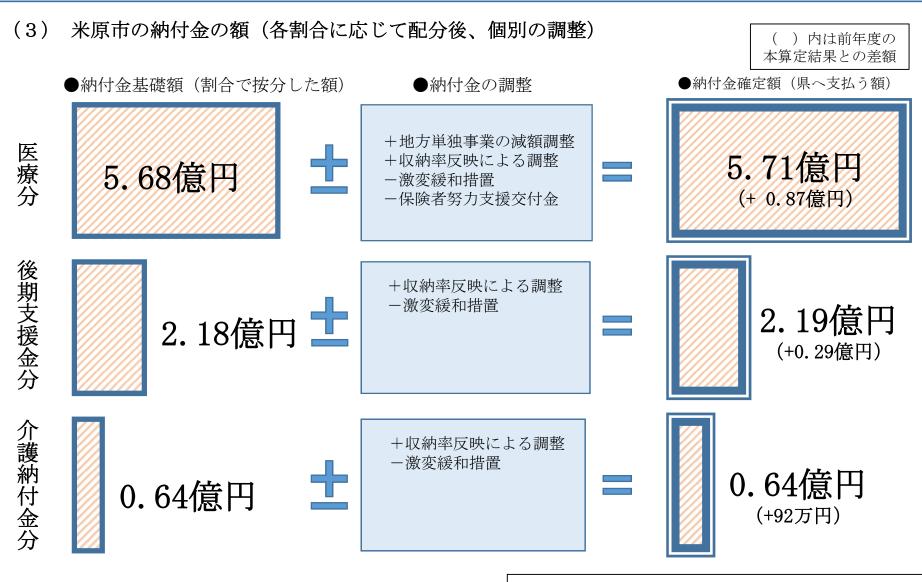
※医療分(211.9億円)
①所得水準に応じた按分額
②被保険者数に応じた按分額
②被保険者数に応じた按分額
・被保険者数に応じた按分額
・被保険者数に応じた按分額
107.6億円

(2) 米原市の納付金の額 ※医療分(後期分、介護分も同様に算定)

所得水準・被保険者数に応じた県全体に占める割合に応じた按分額を合算し、収納率反映前の納付金額を算定



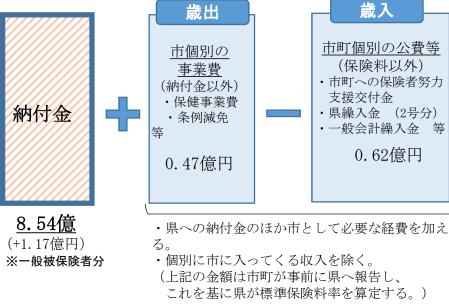
# (2) 米原市における仮係数での算定の概要②(納付金の算定)



納付金総額 8.54億円 (+1.17億円)

#### 米原市における仮係数での算定の概要③ (標準保険料率の算定)

# 米原市の標準保険料率



( )内は前年度の 県による 本算定結果との差額 公表 必要な 標準保険料 保険料総額 率の算定に • 医療分 現年分の 必要な保険 【収納必要額】 料 (賦課総 収納率に よる割戻 額) (97.31%)8.4億円 8.63億円 (+1.27億円) (+1.26億円)

### 標準保険料率

- •後期分

)は前年度の本算定との差額

】は現行税率との差額

介護分を 個別に算定

現行税率	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	5. 45%	22, 400円	16,000円
後期高齢者 支援金分	2. 45%	9,900円	7,000円
介護納付金分	2. 19%	11,400円	5,700円

※現行税率より医療給付費分、後期支援分、介護 分のいずれも増となった。

標準保険料率	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	<b>7. 10%</b> (+1. 23) [+1. 65]	29,837円 (+5,602) 【+7,437】	20, 464円 (+4, 022) 【+4, 464】
後期高齢者 支援金分	2.87%	11,706円	8,028円
	(+0.38)	(+1,701)	(+1,241)
	[+0.42]	【+1,806】	【+1,028】
介護納付金分	2.33%	12 <b>, 009</b> 円	6 <b>, 004</b> 円
	(+0.10)	(+590)	(+331)
	[+0.14]	【+609】	【+304】

# (2) 米原市における仮係数での算定の概要④ 標準保険料率(仮算定)の分析①

# 1人当たり保険税額の比較

(法定軽減前)

標準保険料率 (R5)	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	7,012人	7. 10%	29,837円	20,464円	571, 758, 596円	
後期高齢者支援金分	7,012人	2.87%	11,706円	8,028円	225, 234, 722円	
介護納付金分	2,022人	2. 33%	12,009円	6,004円	66, 290, 664円	
計					863, 283, 982円	123, 115円
標準保険料率(R4)	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	7,113人	5.87%	24, 235円	16,442円	474, 841, 513円	
後期高齢者支援金分	7,113人	2. 49%	10,005円	6,787円	196, 618, 533円	
介護納付金分	2,089人	2. 23%	11,419円	5,673円	65, 515, 095円	
計					736, 975, 141円	103,610円
現行税率(R4)	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	7,113人	5. 45%	22,400円	16,000円	443, 556, 454円	
後期高齢者支援金分	7,113人	2.45%	9,900円	7,000円	195, 142, 782円	
介護納付金分	2,089人	2. 19%	11,400円	5,700円	64, 972, 553円	
<b>≣</b> †					703, 671, 788円	98, 928円

#### ※参考 直近改定前(引き下げ前)

• · · > F		· (3) C 1 // 1	4 4 /	
R2年度	所得割	均等割	平等割	1人当たり
医療分	6.36%	25,900円	19,100円	73, 933円
後期分	2.18%	9,000円	6,600円	25, 495円
介護分	1.90%	10,000円	4,700円	28, 367円
計				127, 795円

1人当たりの賦課額(軽減前)は現行税率から24,187円の増額 前年度(令和4年度)の標準保険料率による1人当たり税額からも19,505円 の増額

# (2)米原市における仮係数での算定の概要 ④ 標準保険料率(仮算定)の分析② モデルケースによる比較

# 【ケース①】

### 世帯構成4人

- ・50歳(給与年収:380万円(合計所得額:260万円))
- 45歳 (年収:0円)
- ・20歳 (年収:0円) ・18歳 (年収:0円)

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
<b>医虚纵</b>	5. 45%	22,400円	16,000円	
医療給付費分	118, 265円	89,600円	16,000円	223,800円
後期高齢者	2. 45%	9,900円	7,000円	
支援金分	53, 165円	39,600円	7,000円	99,700円
介護納付金分	2. 19%	11,400円	5,700円	
(40~64歳)	47,523円	22,800円	5,700円	76,000円
計		(月当たり	33,292円)	399,500円

R5標準税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	7. 10%	29,837円	20,464円	
<b>应</b> 凉和门真刀	154,070円	119,348円	20,464円	293,800円
後期高齢者	2.87%	11,706円	8,028円	
支援金分	62, 279円	46,824円	8,028円	117, 100円
介護納付金分	2.33%	12,009円	6,004円	
(40~64歳)	50,561円	24,018円	6,004円	80,500円
計		(月当たり	40,950円)	491,400円

年間差額:91,900円(7,658円/月)

# 【ケース②】

### 世帯構成2人

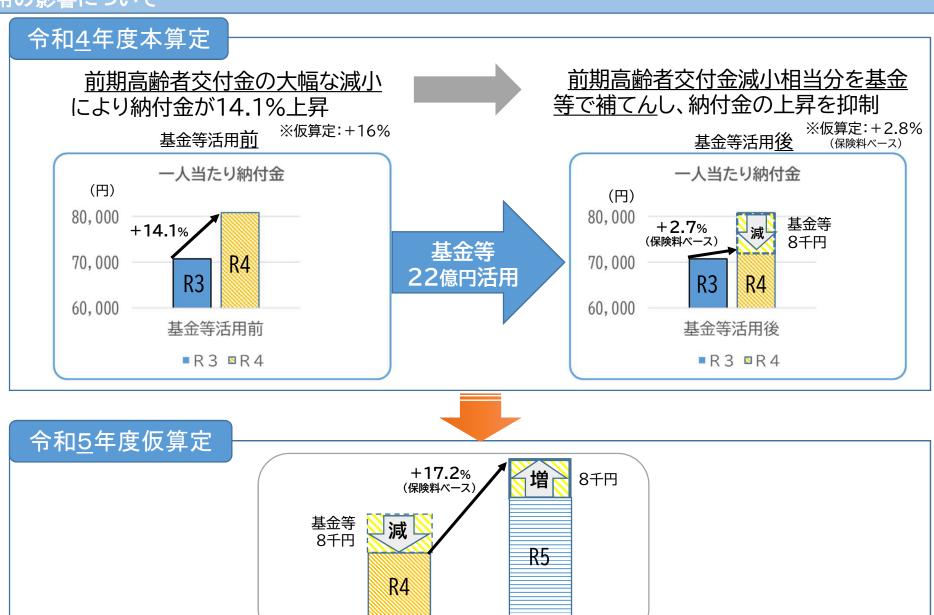
- ・68歳 (年金年収:235万円(合計所得額:125万円))
- ·64歳(年金年収:108万円(合計所得額:48万円))

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医库狄基内	5. 45%	22,400円	16,000円	
医療給付費分	47,415円	44,800円	16,000円	108, 200円
後期高齢者	2.45%	9,900円	7,000円	
支援金分	21,315円	19,800円	7,000円	48,100円
介護納付金分	2. 19%	11,400円	5,700円	
(40~64歳)	1,095円	11,400円	5,700円	18,100円
計		(月当たり	14,533円)	174, 400円

R5標準税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	7. 10%	29,837円	20,464円	
区凉和门具刀	61,770円	59,674円	20,464円	141,900円
後期高齢者	2.87%	11,706円	8,028円	
支援金分	24,969円	23,412円	8,028円	56, 400
介護納付金分	2.33%	12,009円	6,004円	
(40~64歳)	1,165円	12,009円	6,004円	19, 100
計		(月当たり	18,117円)	217, 400円

年間差額:43,000円(3,584円/月)

(2)米原市における仮係数での算定の概要⑥ 標準保険料率(仮算定)の分析④ 県における剰余金活 用の影響について



12

(2)米原市における仮係数での算定の概要⑥ 標準保険料率(仮算定)の分析⑤ 県による激変緩和の影響について

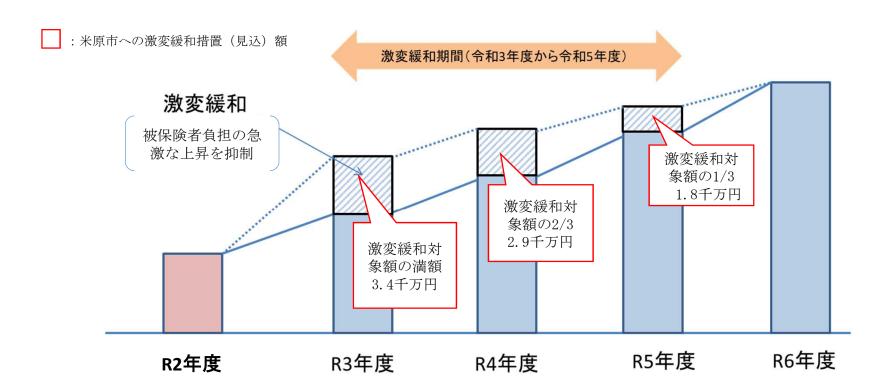
# 収納率の反映および支え合いの拡大による激変に対する支援

(算定方法の変更(収納率の反映、支え合いの経費、公費の拡大)による、被保険者の負担の軽減)

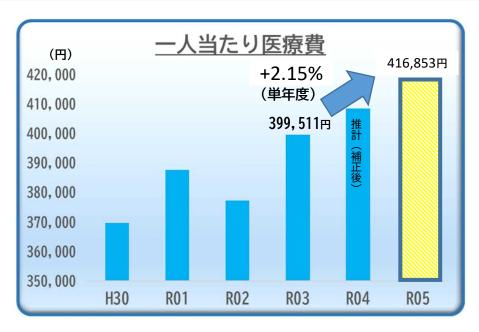
(第2期滋賀県国民健康保険運営方針)

納付金等の算定方法の変更による被保険者の負担の上昇を抑制等するため、次の激変緩和措置を行う。

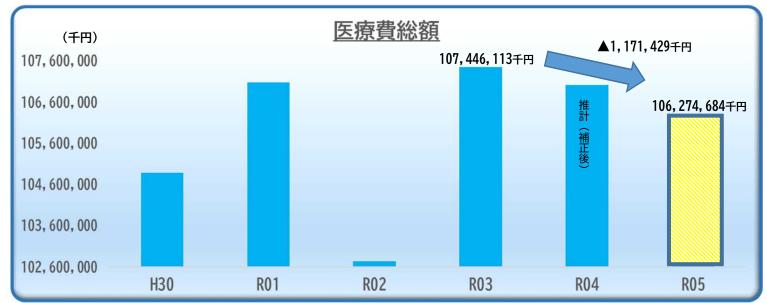
- ・納付金等の算定方法の変更(標準的な収納率の反映、新たに納付金算定および保険給付費等交付金の対象に加えることに伴う負担増等)
- ・制度改革による激変緩和措置に対する経過措置



# 医療費・被保険者数 推計結果(まとめ)

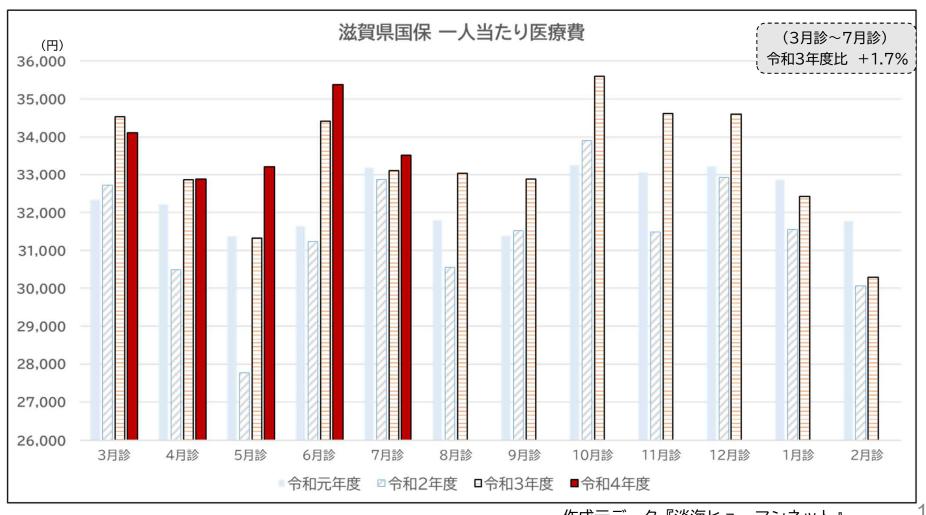






# (参考)直近の一人当たり医療費の動向

令和3年度から<u>引き続き増加傾向</u>にあり、診療月によっては大幅な増になっている診療月もある。(Ex.令和4年5月診前年同月比 +6.0%)



# 3 県剰余金活用による納付金の調整

# 【県剰余金活用による】令和5年度仮算定 市町村標準保険料率

米原市推計

### 県剰余金活用による米原市における納付金等の調整

	仮算定結果(A)	剰余金活用後 (B)	(A) - (B)	伸び率
納付金総額	622, 180, 373円	611, 260, 160円	-10, 920, 213円	-1.76%
一人当たり納付金(医療分)	88, 731円	87, 173円	-1, 558円	-1.76%
一人当たり標準保険料(医療分)	81, 540円	79, 940円	-1,600円	-1.96%

# 【標準保険料率】

		仮算定結果 (A)	剰余金活用後 (B)	(A) - (B)
	所得割	7. 1%	6. 96%	-0. 14%
医療分	均等割	29,837円	29, 251円	-586円
	平等割	20,464円	20,062円	-402円
公士中与	所得割	2.87%	2.87%	0.00%
後期支援金分	均等割	11,706円	11,706円	0円
並刀	平等割	8,028円	8,028円	0円
介護納付金分	所得割	2. 33%	2. 33%	0.00%
	均等割	12,009円	12,009円	0円
亚刀	平等割	6,004円	6,004円	0円

令和4年度税率 (C)	(B) - (C)
5. 45%	1.51%
22,400円	6,851円
16,000円	4,062円
2.45%	0.42%
9,900円	1,806円
7,000円	1,028円
2. 19%	0.14%
11,400円	609円
5,700円	304円

# 3 県剰余金活用による納付金の調整

# 調整後の標準保険料率(仮算定)の分析 モデルケースによる比較

# 【ケース①】

### 世帯構成4人

・50歳(給与年収:380万円(合計所得額:260万円))

• 45歳 (年収:0円)

·20歳(年収:0円) ·18歳(年収:0円)

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	5. 45%	22,400円	16,000円	
区原和刊复为	118, 265円	89,600円	16,000円	223,800円
後期高齢者	2. 45%	9,900円	7,000円	
支援金分	53, 165円	39,600円	7,000円	99,700円
介護納付金分	2. 19%	11,400円	5,700円	
(40~64歳)	47,523円	22,800円	5,700円	76,000円
計		(月当たり	33,292円)	399,500円

R5標準税率 (県調整)	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	6.96%	29,251円	20,062円	
区凉和门真刀	151,032円	117,004円	20,062円	288,000円
後期高齢者	2.87%	11,706円	8,028円	
支援金分	62, 279円	46,824円	8,028円	117, 100円
介護納付金分	2. 33%	12,009円	6,004円	
(40~64歳)	50,561円	24,018円	6,004円	80,500円
計		(月当たり	40,467円)	485,600円

年間差額:86,100円(7,175円/月)

# 【ケース②】 世帯構成2人

・68歳 (年金年収:235万円(合計所得額:125万円))

·64歳(年金年収:108万円(合計所得額:48万円))

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	5. 45%	22,400円	16,000円	
<b>区</b> 源和刊复为	47,415円	44,800円	16,000円	108, 200円
後期高齢者	2. 45%	9,900円	7,000円	
支援金分	21,315円	19,800円	7,000円	48,100円
介護納付金分	2. 19%	11,400円	5,700円	
(40~64歳)	1,095円	11,400円	5,700円	18,100円
計		(月当たり	14,533円)	174, 400円

R5標準税率 (県調整)	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	6.96%	29,251円	20,062円	
<b>应</b> 凉和门	60,552円	58,502円	20,062円	139, 100円
後期高齢者	2.87%	11,706円	8,028円	
支援金分	24,969円	23,412円	8,028円	56, 400円
介護納付金分	2. 33%	12,009円	6,004円	
(40~64歳)	1,165円	12,009円	6,004円	19, 100円
計		(月当たり	17,883円)	214,600円

年間差額:40,200円(3,350円/月)

# 4 保険料水準統一に向けた取組

# 保険料水準の統一のイメージ

【モデル世帯】・給与収入350万円・40歳代夫婦および子ども1人・所得は世帯主のみ・夫婦とも介護負担あり・固定資産税額0円

# 令和3年度 モデル世帯市町保険料

	市町名		モデル世帯 保険料 (円)
大	津	市	402,840
彦	根	市	376,060
長	浜	市	356, 376
近	江八幡	市	390,006
東	近 江	市	362, 180
草	津	市	360,640
守	Щ	市	323, 420
野	洲	市	390,696
湖	南	市	359,700
甲	賀	市	364, 620
高	島	市	394, 840
米	原	市	344, 146
栗	東	市	358, 468
日	野	町	327, 590
竜	王	町	351,460
愛	荘	町	355, 170
豊	郷	町	350, 814
甲	良	町	334, 880
多	賀	町	373, 366

県内のどこに住んでいるかによって、同じ 所得、同じ世帯構成で あっても、保険料負担 が異なる。

# 保険料水準の統一

県内のどこに住ん でいても、同じ所得、 同じ世帯構成であれ ば、同じ保険料 (⇒被保険者の負担 の公平化)

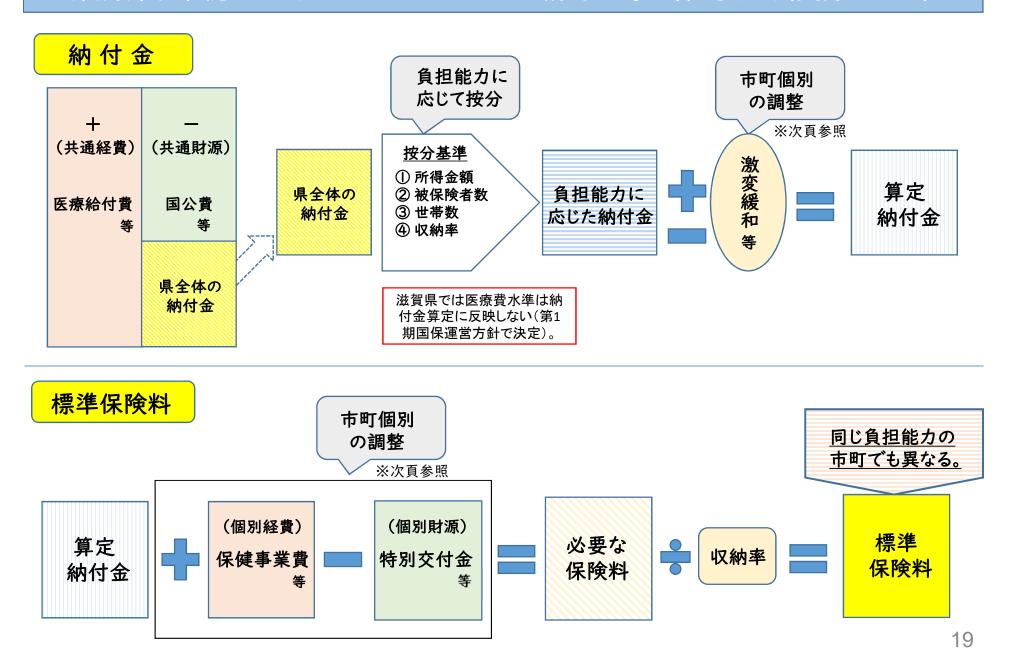
### 【イメージ】 令和 **N** 年度 モデル世帯市町保険料

	市町名		モデル世帯 保険料 (円)
大	津	市	366,015
彦	根	市	366,015
長	浜	市	366,015
近	江八幡	市	366,015
東	近 江	市	366,015
草	津	市	366,015
守	山	市	366,015
野	洲	市	366,015
湖	南	市	366,015
甲	賀	市	366,015
高	島	市	366,015
米	原	市	366,015
栗	東	市	366,015
日	野	町	366,015
竜	王	町	366,015
愛	荘	町	366,015
豊	郷	町	366, 015
甲	良	町	366, 015
多	賀	町	366, 015
多	賀	町	366, 015

※上記の値は令和3年度標準保険料率の 県平均により算定した値であり、<u>実際</u> の統一保険料の水準を表しているもの ではない。

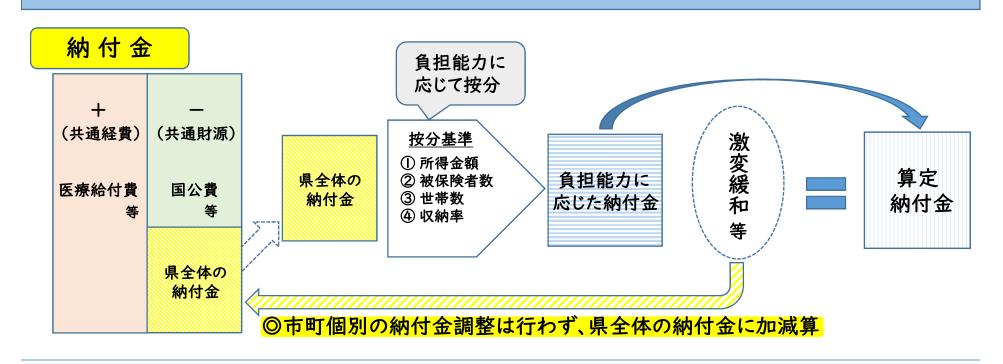
# 4 保険料水準統一に向けた取組

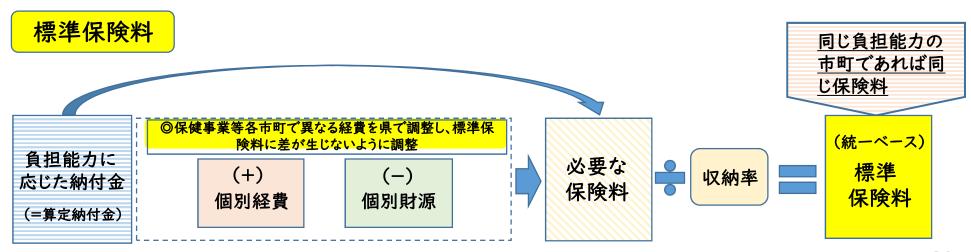
# 保険料水準統一に向けたシミュレーション 納付金等の算定方法(実際ベース)



### 4 保険料水準統一に向けた取組

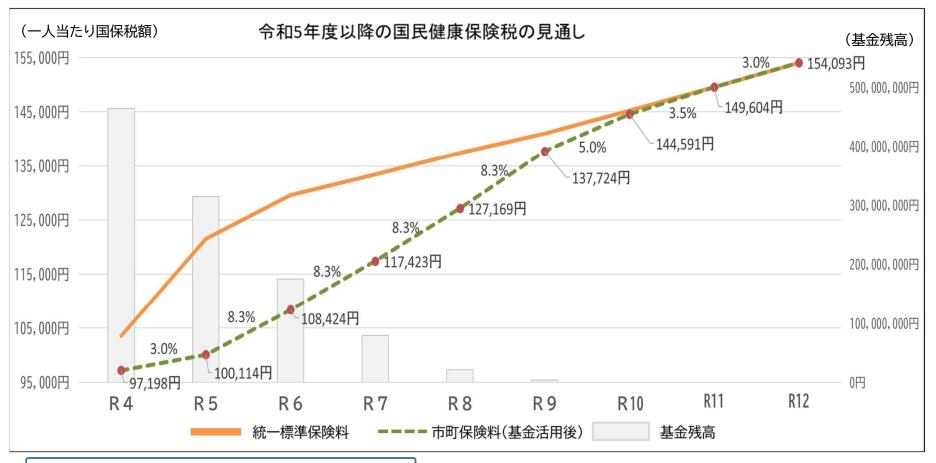
# 保険料水準統一に向けたシミュレーション 納付金等の算定方法(統一ベースの前提条件)





# 6 本市における基金等活用による国保税率の調整①

### 【令和5年度は標準保険料率の伸び率見込(3%)の引上げとし、令和6年度以降段階的に引上げる場合】



### 今後の米原市における基金の活用見込

### ※現在の推計では、令和10年度で基金は無くなる見通し。

令和4年度 約1,600万円活用 令和5年度 約1億5千万円活用 令和6年度 約1億4千万円活用 令和7年度 約9,600万円活用

令和8年度 約5,800万円活用 令和9年度 約1,700万円活用 令和10年度 約300万円活用

### 【令和5年度は標準保険料率の伸び率見込(3%)の引上げとし、令和6年度以降段階的に引上げる場合】

# 6 本市における基金等活用による国保税率の調整① モデルケースによる比較

# 【ケース①】

### 世帯構成4人

- ・50歳(給与年収:380万円(合計所得額:260万円))
- •45歳(年収:0円)
- ・20歳 (年収:0円) ・18歳 (年収:0円)

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分:	5. 45%	22,400円	16,000円	
区原和刊复为	118, 265円	89,600円	16,000円	223,800円
後期高齢者	2.45%	9,900円	7,000円	
支援金分	53, 165円	39,600円	7,000円	99,700円
介護納付金分	2. 19%	11,400円	5,700円	
(40~64歳)	47,523円	22,800円	5,700円	76,000円
計		(月当たり	33,292円)	399,500円

R5標準税率 (県+市調整)	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	5. 56%	23,351円	16,016円	
区	120,652円	93,404円	16,016円	230,000円
後期高齢者	2. 45%	9,991円	6,852円	
支援金分	53, 165円	39,964円	6,852円	99,900円
介護納付金分	2. 19%	11,284円	5,642円	
(40~64歳)	47,523円	22,568円	5,642円	75,700円
計		(月当たり	33,800円)	405,600円

年間差額:6,100円(508円/月)

### 【ケース②】

### 世帯構成2人

- ・68歳 (年金年収:235万円(合計所得額:125万円))
- ・64歳(年金年収:108万円(合計所得額:48万円))

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	5. 45%	22,400円	16,000円	
区原和刊复为	47,415円	44,800円	16,000円	108, 200円
後期高齢者	2.45%	9,900円	7,000円	
支援金分	21,315円	19,800円	7,000円	48, 100円
介護納付金分	2. 19%	11,400円	5,700円	
(40~64歳)	1,095円	11,400円	5,700円	18,100円
計		(月当たり	14,533円)	174, 400円

R5標準税率 (市調整)	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	5. 56%	23,351円	16,016円	
<b>应</b> 凉和门 頁	48,372円	46,702円	16,016円	111,000円
後期高齢者	2.45%	9,991円	6,852円	
支援金分	21,315円	19,982円	6,852円	48, 100円
介護納付金分	2. 19%	11,284円	5,642円	
(40~64歳)	1,095円	11,284円	5,642円	18,000円
計		(月当たり	14,758円)	177, 100円

年間差額:2,700円(225円/月)

# 7 今後の方向性(標準保険料率への対応について(案))

仮算定による保険料総額は、現行税率で賦課した場合、約1億7,000万円程度不足が生じる見込み(改正案のとおり賦課した場合、約1億5,000万円程度不足)。



- 推計上、納付金を納付するために必要な金額として算定されている標準保険料率に税率改定する必要がある。
- ・一方で、本市の国保事業特別会計には、約5億円の基金等があり、剰余分は納税者に還元すべきである。
- ・令和6年度以降のできるだけ早い時期の保険料水準の統一に向けて、本市国保事業特別会計が保有する基金等(約5億円)の状況を踏まえ、県から示された統一保険料ベースの保険料に推移するため、被保険者数や医療費の見込等を基に、令和5年度以降、計画的に税率を引き上げていく必要がある。
- ・激変緩和は令和3年度から令和5年度までとされており、令和6年度以降は激変緩和は無くなる。
- ・県においては、前期高齢者交付金の増減により、保険税(料)の推移の年度ごとの増減を掴むことは困難とされている。県では、第3期国保運営方針の策定の中で、前期高齢者交付金の変動リスク等を抑制し、年度間の保険料の変動を調整するための必要額の基金への計画的な積立について、検討することとされている。
- ・物価高の折、新型コロナウイルス感染症の影響で景気の動向等が不透明な中、保険税率の引き上げは難しい。



比較的税率の低い本市としては、令和5年度においては、可能な限り引き上げ幅を抑制し、県が想定している一人当たり保険税額の伸び分のうち、一定部分(3%)を引き上げる。令和6年度以降も、統一が予定されている目指すべき保険料(税)率(統一標準保険料)に向けて、積み立てている基金等を活用し、被保険者負担の軽減を図りつつ、段階的な引上げを実施する必要があると考えられる。

# 7 今後の方向性(保険料水準の統一に向けた動向を考慮した対応について(案))

以上のことから、基金の保有・還元状況との均衡を図りつつ、**目指すべき保険料(税)率**を見据えて本格的に統一に向けた税率改定を検討していくため、令和5年度の税率は、県による剰余金活用と合わせて、基金を活用して引き上げ幅を抑制したい。

標準保険料率 (R5)	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	7,012人	7. 10%	29,837円	20,464円	571, 758, 596円	
後期高齢者支援金分	7,012人	2.87%	11,706円	8,028円	225, 234, 722円	
介護納付金分	2,022人	2.33%	12,009円	6,004円	66, 290, 664円	
計					863, 283, 982円	123, 115円
標準保険料率 (R5+県剰余金活用)	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	7,012人	6. 96%	29, 251円	20,062円	560, 536, 509円	
後期高齢者支援金分	7,012人	2.87%	11,706円	8,028円	225, 234, 722円	
介護納付金分	2,022人	2. 33%	12,009円	6,004円	66, 290, 664円	
計					852, 061, 895円	121,515円
改正案(R5)	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	7,012人	5. 56%	23, 351円	16,016円	447, 476, 241円	
後期高齢者支援金分	7,012人	2.45%	9,991円	6,852円	192, 234, 722円	
介護納付金分	2,022人	2. 19%	11,284円	5,642円	62, 290, 663円	
計					702, 001, 626円	100, 114円

収納額が約1億5千万円不足する見込み

基金の活用で対応

# 7 今後の方向性(保険料水準の統一に向けた動向を考慮した対応について(案))

# 今後の米原市における基金の活用見込

R3年度末の剰余金保有額約5億円(一人当たり約6.6万円:県全体の一人当たり剰余金保有額約3万円に比して約3.7万円多い)※今年度末には利息が生じ、令和4年度比で約70万円程度増となる見込み。



令和5年度 約1億5千万円活用

令和6年度 約1億4千万円活用

令和7年度約9,900万円活用

令和8年度約6,300万円活用

令和9年度約2,300万円活用

令和10年度 約5,900万円活用

※現在の推計では、令和10年度で基金は無くなる見通し。

# 7 今後の方向性(保険料水準の統一に向けた動向を考慮した対応)

滋賀県第2期国民健康保険運営方針より

# 令和3年度~

- ○県は、統一保険料算定方式で納付金・保険料を算定する。
- ○県は、算定方法の変更に伴う激変緩和を実施する。
- ○市町は、決算補填等目的の法定外繰入をすることはできなくなる。

# 令和6年度以降のできるだけ早い時期~

- ○県は、19市町同じ条件で算定した「標準保険料」を示す。
- ○市町は、県が示した「標準保険料率」を「市町保険料率」として決定する。

# 補足事項

この資料は、県から示された仮係数による算定結果をベースとして作成しています。

本係数による算定結果は、令和5年1月上~中旬に示される予定であり、係数の変動に伴い数値(納付金額や標準保険料率等)の増減も見込まれます。

しかし、数値の極端な増減の可能性は低いと考えられることから、令和5年度の税率の方向性としては、この資料を基に決定させていただきたいと考えています。

# 【参考】米原市の国民健康保険税率の推移

			医療	<b>秦分</b>				後期支援分				介護分				備考	
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	平等割(特 定世帯) (円)	平等割(特 定継続世 帯)(円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	平等割(特 定世帯) (円)	平等割(特 定継続世 帯)(円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	料率改定 を実施
R 5 年度 税率 (案)	5. 56		23, 351	16, 016	8,008	12, 012	2. 45		9, 991	6, 852	3, 426	5, 139	2. 19		11, 284	5, 642	
令和4年度	5. 45		22, 400	16,000	8,000	12,000	2. 45		9,900	7,000	3, 500	5, 250	2. 19		11, 400	5, 700	
令和3年度	5. 45		22, 400	16,000	8,000	12,000	2. 45		9,900	7,000	3, 500	5, 250	2. 19		11, 400	5, 700	0
令和2年度	6. 36		25, 900	19, 100	9, 550	14, 325	2. 18		9,000	6,600	3, 300	4, 950	1. 90		10,000	4, 700	
令和元年度(平 成31年度)	6.36		25, 900	19, 100	9, 550	14, 325	2. 18		9,000	6,600	3, 300	4, 950	1. 90		10,000	4, 700	
平成30年度	6. 36		25, 900	19, 100	9, 550	14, 325	2. 18		9,000	6,600	3, 300	4, 950	1. 90		10,000	4, 700	0
平成29年度	6. 90		26, 900	21,600	10,800	16, 200	2.80		9,000	7, 200	3, 600	5, 400	2. 00		9, 200	5,000	
平成28年度	6. 90		26, 900	21,600	10,800	16, 200	2.80		9,000	7, 200	3,600	5, 400	2. 00		9, 200	5,000	
平成27年度	6. 90		26, 900	21,600	10,800	16, 200	2.80		9,000	7, 200	3,600	5, 400	2. 00		9, 200	5,000	
平成26年度	6. 90		26, 900	21,600	10,800	16, 200	2.80		9,000	7, 200	3,600	5, 400	2.00		9, 200	5,000	
平成25年度	6. 90		26, 900	21,600	10,800	16, 200	2.80		9,000	7, 200	3,600	5, 400	2.00		9, 200	5,000	
平成24年度	6. 90		26, 900	21,600	10,800		2.80		9,000	7, 200	3,600		2. 00		9, 200	5,000	0
平成23年度	6. 70	8.40	24, 300	19,800	9, 900		2. 30	2.80	8, 100	6,600	3, 300		1.80	2. 50	8, 200	4, 500	0
平成22年度	5. 20	13. 60	23, 700	19, 700	9, 850		2.00	5. 10	8, 400	7,000	3, 500		1. 50	4. 90	8,600	4, 700	0
平成21年度	3. 90	21.00	20, 500	15, 700	7, 850		1.60	6.00	7, 700	5, 800	2, 900		1. 20	8.00	8,500	4,600	
平成20年度	3. 90	21.00	20, 500	15, 700	7, 850		1.60	6.00	7,700	5, 800	2, 900		1. 20	8.00	8,500	4,600	